

大磯町議会交際費の支出及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町議会の円滑な運営を図るため、交際上必要な経費（以下「議会交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(議会交際費の支出基準等)

第2条 議会交際費の支出の目的及び相手方については、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ、最小限の金額となるよう努めるものとする。

2 議会交際費の支出は、議長又はその代理者1人が町議会を代表して交際する場合に限る。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 議会交際費の支出基準は、別表のとおりとする。

(議会交際費の不支出)

第3条 前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体及び宗教団体に対するものはこれを支出しない。

(公表の方法及び内容)

第4条 議会交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月15日までに大磯町のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、支出年月日、支出区分、支出内容（大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）第6条各号に規定する情報は除く。）及び支出額とする。

(改正)

第5条 この要綱は、社会経済情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則（平成22年7月22日議会告示第1号）

この告示は、平成22年8月1日から施行し、平成22年度の支出から適用する。

別表（第3条関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	会費を必要とする各種団体等との懇談会等に係る支出	会費相当額
祝金	記念式典、総会等のお祝い等に係る支出	飲食を伴う場合のみ5千円。ただし、議長が必要と認める場合は、1万円以内の額。
弔慰	現職の議員、現職の町三役及び県町村議会議長会なぎさブロックの現職の議長の葬儀に係る支出	現職の議員及び現職の町三役は香典1万円。なぎさブロックの現職の議長は議長が必要と認める額。
土産	公式訪問・姉妹都市等への訪問の際の記念品等に係る支出又は行政視察等における土産に係る支出	社会通念上必要と認められる金額
その他	議会運営上議長が特に必要と認める支出	社会通念上必要と認められる金額又は実費相当額